

1 処分年月日	令和元年6月28日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社TATERU
(2) 主たる事務所の所在地	東京都渋谷区神宮前1-5-8
(3) 代表者氏名	代表取締役 古木 大咲
(4) 免許番号	国土交通大臣(3)第7533号
3 処分の内容	
<p>○業務停止処分</p> <p>(1) 業務停止期間 令和元年7月12日から令和元年7月18日までの7日間</p> <p>(2) 停止を命ずる業務の範囲 宅地建物取引業に係る全部の業務</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者は、遅くとも平成27年7月頃から平成30年7月頃にわたり、東京都(13件)、千葉県(23件)、埼玉県(23件)、神奈川県(6件)、愛知県(88件)、京都府(16件)、大阪府(91件)、兵庫県(46件)、福岡県(23件)及び熊本県(7件)所在の336件の宅地について、自ら売主として売買契約を締結し、又は媒介により宅地の売買契約を成立させるにあたり、営業部長、部長代理を中心とする31名が、金融機関から融資承認を得る目的で買主が提出した融資審査に必要な自己資金を示す証憑を改ざんした上で、これを金融機関に提出して、融資承認を得させた。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第65条第2項第5号に該当する。</p>	